

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第529号)

平成19年12月26日

横 情 審 答 申 第 529 号

平 成 19 年 12 月 26 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成19年8月24日教健第1024号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定中学校における指導中の案件（特定日）に関する事故報告書」の
非開示決定（平成19年7月20日付教健第883号）に対する異議申立てについ
ての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「特定中学校における指導中の案件（特定日）に関する事故報告書」を本件処分時において保有していないとして非開示とした決定は妥当であるが、現時点においては、当該文書について、その写しを作成し、保有していることが認められるため、現在保有している当該文書について、開示・非開示の決定をすべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「特定中学校における指導中の案件（特定日）に関する事故報告書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成19年7月20日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件申立文書は、平成18年8月と平成19年6月に、警察に押収されている。このため保有していないことから、条例第10条第2項の規定に基づき非開示とした。なお、条例第11条第2項による開示決定期間の延長を行う場合は、期限を定めなくてはならないが、警察から文書が返却される時期が未定であり、延長期間を定めることができないため、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取消し、閲覧請求書記載どおりの閲覧請求対象文書の全部（教職員以外の個人の住所・氏名・連絡先を除き）を開示せよ。
- (2) 「押収により、保有していない」という処分理由は、処分理由付記が具体的かつ明確でなく、非開示とする根拠規定（10条2項）を適用する理由に該らない。理由

付記なき処分は取消しを免れない。

- (3) 非開示処分の処分形態でなく、期間延長による開示処分形態を選択するべきである。
- (4) 実施機関からの非開示決定通知書及び処分理由説明書には合理的・客観的な理由が記載されていない。この記載のみでは、本当に文書が押収されたのかどうかかわらない。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、特定日に発生した横浜市立の特定中学校における部活動練習中の事故に関する事故報告書であって、横浜市教育委員会事務局学校教育部健康教育課が所管する文書である。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書については、保有していないことから非開示としたと説明しているため、当審査会では、平成19年11月2日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件申立文書は、平成18年8月10日に警察に押収され、押収品目録交付書が交付された。

(イ) 本件申立文書がすべて押収され、何も保有していない状態であったため、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第222条第1項において準用する第123条第2項の規定に基づく仮還付の可否を警察に何度となく打診したが、これまで認められなかった。しかし、平成19年10月19日になってようやく、本件申立文書が一時的に仮還付されたため、その写しを作成し、現在は本件申立文書の写しを保有している。

なお、本件申立文書の原本については現在も押収されている。

イ 当審査会では、以上の説明を踏まえ、次のように判断する。

実施機関の説明にあった押収品目録交付書を見分したところ、平成18年8月10日に本件申立文書は警察に押収されたことが認められた。また、このほか本件処分時において実施機関が本件申立文書を保有していたと推認させる事情は認められず、実施機関が本件申立文書を保有していないため非開示とした決定は妥当である。

しかし、実施機関は、現在は本件申立文書の写しを保有しているとも説明した

ため、当審査会で確認したところ、現時点において、実施機関が本件申立文書の写しを保有していることが認められた。このように、本件処分後に実施機関が本件申立文書の写しを保有することになったという特殊な状況を踏まえると、本件については、実施機関が現在保有している本件申立文書の写しを特定し、開示・非開示の決定をすることが情報公開制度の趣旨に合致すると考える。よって、実施機関は、現時点において保有している当該文書について、開示・非開示の決定をすべきである。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を本件処分時において保有していないとして非開示とした決定は妥当であるが、現時点においては、本件申立文書の写しを保有していることが認められるため、現在保有している当該文書について、開示・非開示の決定をすべきである。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成19年8月24日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成19年9月12日 (第111回第二部会) 平成19年9月13日 (第113回第一部会)	・諮問の報告
平成19年9月13日	・異議申立人から意見書を受理
平成19年9月21日 (第46回第三部会)	・諮問の報告 ・審議
平成19年10月5日 (第47回第三部会)	・審議
平成19年10月15日 (第48回第三部会)	・審議
平成19年11月2日 (第49回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・実施機関からの事情聴取 ・審議
平成19年11月20日 (第50回第三部会)	・審議
平成19年12月7日 (第51回第三部会)	・審議